

新型コロナウイルス感染症に伴う通学定期券の払戻しの取扱いについて（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、2020年2月28日に文部科学省から全国の教育委員会などに対し、全国の小学校、中学校、高等学校およびこれに相当する特別支援学校等の一斉臨時休校の通知が発出されました。これに伴い、通学先の学校が休校となったために、対象となる通学定期券を払戻しされるお客様については、お客様からのお申し出により2020年2月28日以降の「最終登校日を最終使用日とみなして」1か月単位で計算した額を払戻し（所定の手数料がかかります）する特例的な取扱いを実施いたします。なお、この取扱いは、当該通学定期券のご購入日から1年間以内であれば、お受けいただくことが可能です。

1. 特例的な取扱いの対象となる定期券

休校となった小学校、中学校、高等学校およびこれに相当する学校（中等教育学校・特別支援学校・専修学校の高等課程等）の児童・生徒の通学定期券

※最終登校日の翌日以降に、当該定期券を使用した場合は対象外とします（払戻しのために定期券発売所へお越しの際は、各駅券売機で「定期券購入乗車証」をお買い求めください）。

※進級のため、新年度も同区間の通学定期券を学生証のご提示によりご購入の場合は、定期券の払戻し時にお渡しする「定期券払戻証明書」を新年度の定期券ご購入時に提出いただくことで、「現在使用中の通学定期券」の提出に代えることができます。

2. 特例的な取扱いについて

2020年2月28日以降の最終登校日を、当該定期券の最終使用日とみなして払戻し額を算出(※)します。

(※払戻し額＝定期運賃（券面金額）－既に使用された月数に相当する定期運賃－手数料220円)

(※有効開始日から7日以内の場合や、当社線内で区間変更される場合には計算式が異なります。)

(例1) 1月8日はじまりの通学定期券(3学期)で、最終登校日が3月7日以前の場合。

⇒上記の計算式により払戻しいたします。ただし手数料等により払戻し額が無い場合があります。

(例2) 1月9日はじまりの通学定期券(3か月)で、最終登校日が3月9日以降の場合。

⇒払戻し額はありません。(最終登校日が3か月目のため)

3. 払戻しの際にご用意いただくもの

- ・ お持ちの通学定期券（原券を紛失された場合や IC 定期券で旧券が確認できない場合は払戻し対象外です）
- ・ 健康保険証等、ご本人であることを証明できる公的証明と学生証
- ※ ご本人以外（代理人）の方が払戻しに来られる場合には、当該定期券の記名人ご本人と代理人とのご関係がわかるもの（委任状等）と、代理人ご本人の公的証明が必要です。
- ・ 定期券の払戻し申込書（窓口係員にお申し出ください）
- ・ PiTaPa カードでご購入の定期券（【P 制】と印字）の場合は、決済に利用した PiTaPa カード

4. 特例的な取扱いの開始時期

2020年3月3日（火）

5. その他

- ・ その他の定期券（大学生や通勤定期券等）につきましては、対象外となり通常通りの取扱いとなります。
- ・ 払戻しに関する詳しい情報は、ホームページ（<https://www.shintetsu.co.jp/railway/fare/info/pass.html>）をご確認ください。